

ス、既ニシテ縣トナシ、又之ヲ廢シ、長崎縣ヨリ兼治ス、

〔先代舊事本紀〕十津島縣直

檀原朝武、神高魂尊五世孫建彌己己命改爲直、

〔日本書紀〕二十九三年三月丙辰、對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、

〔倭名類聚抄〕五郡對馬島、略中下縣、國府

〔津島紀事〕一國府和名類聚抄、府中、日本分形圖

府の有所は、下縣郡與良郷の東南なり、此故に和名抄に、下縣の國府と見へたり、海東記に古子に作り、國府一に古子讀めばなり、圖書編登壇必究に歌に作る、俗に府中といひ、又府内と云、舊き文書に、國府を與良と記せると有、是與良は府の本號なればなり、往古天日神命、又の名は天照魂命と云、津島縣の主と成り給ひし時は、小船越を府とせられ、建彌己々命は豆酸を府とせられ、雷大臣命は始は豆酸に居給ひて、後加志に移給ひ、住居の地一所ならず、

〔倭名類聚抄〕五郡對馬島、略中上縣、阿加無津下縣、國府

〔延喜式〕二十二民部對馬島下、管上縣、カムツアカタ下縣、右爲遠國

〔皇國郡名志〕對馬國、二郡

上縣、ナミツアタカ豐浦、カミツアタカ高浦、シタリ鰐浦、シタリ佐須奈、シタリ北ノ方、府中下縣、シタリ九鬼崎、シタリ佐須、シタリ大浦、シタリシタリ、シタリ南ノ方

○按ズルニ、本書及ビ次下ノ郡名異同一覽ノ符號ハ、山城國篇郡條ニ引ク所ノ、二書ノ凡例ヲ參照スベシ、

〔郡名異同一覽〕對馬

六國史古書
延喜式倭名抄拾芥抄諸書
郡名考
天保郷帳
明治沿革帳
地誌提要
郡區編制